

書き続ける



高井・岡芹法律事務所 会長
弁護士 高井伸夫

足のケガがもとで、春先からしばらく外出がままならなくなった。何事においても現場主義の私にとって、これほどつまらなく、また不自由に感じることはなかった。

現場の息吹を感じて着想を得て、文章をまとめて推敲を重ね、その内容をまた現場に生かす。私は弁護士になって今年で55年だが、このように、実際の経験をもとに勉強を深めて文章化し、さらに勉強を深めてわがものとするという作業を、繰り返し、繰り返し、倦まずたゆまず行ってきた半世紀余であったともいえる。

私は若い弁護士への指導にあたっては、書き続けることの重要性をまず強調している。何を書いたらよいかわからない人は、日々の相談案件、事件関係、自分の关心テーマ、社会的事象への考え方等々、身の回りのあらゆる事柄について文章をまとめることを習慣にすればよい。書くことが苦にならなくなったら、次の段階では、早いうちに単著の出版を目指す。1冊目を著すのは大変だ。しかし、産みの苦しみを経てまずは1冊出すと、2冊目、3冊目……と執筆できるようになってくるものだ。インターネットで何でも検索するいまの時代には特に、単著出版というキャリアは弁護士としての優位性につながるだろう。

私がこれまで各所で紹介してきた言葉だが、「詞は飛び、書は残る」という法諺の意味をいま一度かみしめたい (The spoken word flies, the written letter remains.『英米法諺』(日本比較法研究所, 1973))。

ハッとするような感性に訴える素敵な文章

や表現を読み、いくら準備書面や証人尋問に活用しようと思っても、そのときにいたん意識して書き留めなければ自分の頭にとどまらずに忘れてしまう。名案や名文が浮かんだときも同様で、意識して記録しなければ雲散霧消してしまうだろう。物事に出会ったら自覚的に書いて、記憶にも思考にも定着させる習慣を作れば、記録に留めるという表面的なことに限らず、書いて推敲を重ねることが自分自身の思考力や発想を進歩させ、文章力の向上にもつながるのである。

弁護士は、すでに文章化されている法律に支配され、常に法の解釈、適用と効果いかんを思考する専門職である。それだけに、一般的の職業よりもなお曖昧さを排する表現力と分析力、そして心情に訴えかける文章力が問われるとはいうまでもない。法律の趣旨を理解し、条文の文言を理解し、それらを巧みに操る能力は弁護士として必須のものである。

文章力は一朝一夕で身につくものではない。いみじくも「文は人なり」というように、文章力にはその人の幼少期からの環境が反映されている。しかし、長じてから苦勞して書くという習慣を身につけ、文章力を磨いた人にはかなわない。書き続けることにより、文章力も書く内容もステージが一段上がり、さらに書き続けることへの意欲と興味が高まる。

これからの時代、弁護士は2つ以上の専門性を持っていなければ生き残れず、書くべき分野も内容も多岐にわたる。勉強に勉強を重ね続ける弁護士であってもらいたい。

1961年東京大学法学部卒。63年弁護士登録。73年1月「高井伸夫法律事務所」を設立。99年上海事務所も開設。2010年1月「高井・岡芹法律事務所」に事務所名変更。一貫して経営側の人事・労務専門弁護士として活動。リストラ、労働条件切下げ問題で大企業から中小企業まで多数の案件に関与。著書は『人事権の法的展開』(有斐閣, 1987), 『企業経営と労務管理』(第一法規出版, 1993), 『リストラの攻防』(民事法研究会, 1994), 『人員削減・賃金ダウンの法律実務』(日本経団連出版, 2004), 『弁護士の経営戦略』(民事法研究会, 2017) 他多数。